

2026

10

～職場内で掲示・回覧願います～

協会けんぽ **ふくしま** 通信

被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

ご理解とご協力をお願いいたします。



どうして毎年被扶養者の加入状況を確認しているの？



解除漏れ等により被扶養者でないご家族が認定されたままになってしまいますと、本来負担すべきではない費用が支出されてしまい、保険料の引き上げにつながります。保険料負担の軽減のためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬(予定)にかけて順次送付いたします。

確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

提出期限

**令和8年
12月11日(金)**



▼詳しくはこちらをご確認ください



令和7年度の確認結果

被扶養者の解除人数 約18.9万人

解除による効果額 約6億円(高齢者医療制度の負担軽減額)





健診結果に「要治療」・「要精密検査」と記載のある方はいませんか？

従業員の方々に健康で長く働いてもらうためにも、健診結果に基づき**要治療・要精密検査**の方に**医療機関の受診をお勧めください**。事業所さまよりお声がけをお願いいたします。

「口頭では伝えにくい」「どうやって呼びかけたらよいのか…」とお困りの担当者様、受診勧奨用のリーフレットを作成しましたので、ぜひ活用してください。

〈詳細はこちら〉



協会けんぽでは、医療機関への受診が必要と思われる方（次の①～④**すべてに当てはまる方**）へ、受診をお勧めするお知らせをお送りしております。

- ①協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受けた方
- ②血圧・血糖・脂質の値が、次のいずれか一つでも該当する方
 - ・収縮期血圧 160mmHg以上
 - ・拡張期血圧 100mmHg以上
 - ・空腹時血糖 126mg/dL以上
 - ・HbA1c 6.5%以上 (NGSP値)
 - ・LDLコレステロール 180mg/dL以上
- ③健診受診前月～受診後3か月以内に医療機関を受診していない方
- ④健診時の問診で服薬なしと回答した方



◆ 健診結果の判定値 ◆

①基準範囲

②要経過観察・生活習慣病予備軍

③**要治療・要精密検査**

あなたは、
今ここ!!



④**重症化・合併症の発症**

・糖尿病腎症 ・人工透析
・脳出血 ・脳梗塞
・心筋梗塞 ・狭心症 等

ここまで来たら、
もう戻れないかも…



【協会けんぽの人間ドック健診を受診される方へ】

人間ドック健診を受診される場合は、原則すべての項目を受診する必要があります。

また、特定保健指導の対象になられた方は、**当日**もしくは後日に特定保健指導を受けていただくことが必須です。

〈詳細はこちら〉

